

不利益処分の処分基準(個票)

(平成25年4月1日作成)

処 分 の 概 要	スポーツ施設使用料の徴収							
法令(例規)名及び根拠条項	美幌町スポーツ施設条例 第9条第1項							
法令(例規)番号	平成21年美幌町条例第54号							
所 管 部 署 名	教育委員会 スポーツ振興グループ 管理担当							
処 分 基 準 の 内 容	(使用料) 第9条 第7条第1項の規定による使用の許可を受けた使用者は、別表第4で定める使用料を納入しなければならない。  別表第4(第9条関係) 1 美幌町スポーツセンター 使用料							
			午前	午後	夜間	全日	個人3か月定期券	個人3か月通用定期券
	区分		午前9時から正午まで	午後1時から午後4時30分まで	午後5時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで		
	入場料を徴収しない場合	スポーツ団体競技及び教育用	3,200円	3,800円	4,900円	10,800円		
		その他の団体のスポーツ使用	6,000円	7,050円	9,000円	19,900円		
		その他レクリエーション的催しに使用	23,000円	46,000円	69,100円	124,400円		
	入場料を徴収する場合	スポーツ団体競技及び教育用	13,200円	26,400円	39,600円	71,200円		
		その他の団体の使用	23,000円	46,000円	69,100円	124,400円		
		プロスポーツに使用	67,200円	134,400円	201,600円	362,400円		
	個人使用	一般及び大学生	200円	200円	200円		2,000円	2,500円
備考 1 団体使用は、10名以上とする。 2 入場料を徴収しないアマチュアスポーツで、競技場の半面を使用する場合は、当該使用料の50パーセントとする。 3 施設の運営に支障がない場合は、団体使用に限り時間の延長を認めることができる。この場合の使用料は次による。 (1) 超過時間1時間(1時間未満は1時間とする。)につき、超過時間の属する使用時間区分の使用料の30パーセントに相当する額とする。 (2) 超過時間が使用時間区分に属さないときは、超過時間1時間(1時間未満は1時間とする。)につき、その超過時間の直後の使用時間区分の使用料(夜間区分及び全日区分を超過したときは、夜間の使用料)の30パーセントに相当する額とする。 4 暖房実施期間中の使用料は、使用料の額又は超過時間の使用料の額の50パーセント増とする。ただし、個人使用は除く。 5 小・中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者からは、使用料を徴しない。								

- 6 小・中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者の団体使用による施設の占有については、監督者又は指導者の付添いのある場合のみ許可する。
- 7 小・中学生の午後5時以降の使用については、監督者又は指導者の付添いのある場合のみ許可する。
- 8 入場料を徴収する場合の使用料は、上記により算定した使用料の合計額に100分の105を乗じて得た額とする。
- 9 使用料の額に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。
- 10 個人3か月通用定期券は、スポーツセンター、トレーニングセンタートレーニング室、あさひ体育センター及びコミュニティセンター大集会室を共通で使用することができる。
- 11 町外者の使用料は、使用料の額（個人使用を除く。）の50パーセント増とする。

2 美幌町トレーニングセンター  
使用料

区分	午前	午後	夜間	全日	個人3か月 定期券	個人3か月 通用定期 券
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後4時 30分まで	午後5時から 午後9 時30分 まで  (ただし、 トレー ニング 室は午 後9時 まで)	午前9時から 午後9時 30分まで		
大研修室	2,200円	2,600円	3,300円	7,300円		
研修室(和室A)	1,300円	1,500円	1,950円	4,300円		
研修室(和室B)	1,300円	1,500円	1,950円	4,300円		
調理実習室	3,800円	4,400円	5,750円	12,600円		
視聴覚室	2,000円	2,300円	2,950円	6,550円		
図書室兼資料室	1,650円	1,900円	2,500円	5,500円		
トレーニ ング室	一般及び 大学生 200円	200円	200円		2,000円	2,500円

備考

- 1 施設の運営に支障がない場合は、団体使用に限り時間の延長を認めることができる。この場合の使用料は次による。
  - (1) 超過時間1時間（1時間未満は1時間とする。）につき、超過時間の属する使用時間区分の使用料の30パーセントに相当する額とする。
  - (2) 超過時間が使用時間区分に属さないときは、超過時間1時間（1時間未満は1時間とする。）につき、その超過時間の直後の使用時間区分の使用料（夜間区分及び全日区分を超過したときは、夜間の使用料）の30パーセントに相当する額とする。
- 2 暖房実施期間中の使用料は、使用料の額（トレーニング室を除く。）又は超過時間の使用料の額の50パーセント増とする。
- 3 小・中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者からは、使用料を徴しない。
- 4 小・中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者の団体使用による施設の占有については、監督者又は指導者の付添いのある場合のみ許可する。
- 5 午後5時以降の小・中学生の使用及びトレーニング室の中学生の使用（幼児・児童は使用できない。）については、監督者又は指導者の付添いのある場合のみ許可する。
- 6 第9条により許可を受けた場合の使用料は、別に規則で定める。
- 7 商品の宣伝、展示及び即売等の営利営業の目的のために使用する場合の使用料は、使用料の額に町内者は100パーセント増とし、町外者は200パーセント増とする。
- 8 営利営業の目的のために使用する場合の使用料は、上記により算定した

- 使用料の合計額に100分の105を乗じて得た額とする。
- 9 使用料の額に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。
- 10 個人3か月通用定期券は、スポーツセンター、トレーニングセンタートレーニング室、あさひ体育センター及びコミュニティセンター大集会室を共通で使用することができる。
- 3 美幌町あさひ体育センター  
使用料

区分		午前	午後	夜間	全日	個人3か月定期券	個人3か月通用定期券	
		午前9時から正午まで	午後1時から午後4時30分まで	午後5時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで			
個人使用	一般及び大学生	200円	200円	200円		2,000円	2,500円	
団体使用	入場料を徴収しない場合	スポーツ団体及び教育用	1,650円	1,900円	2,500円	5,500円		
		その他の団体のスポーツ使用	3,000円	3,450円	4,550円	9,950円		
		その他レクリエーション的催しに使用	11,500円	23,000円	34,500円	62,100円		
	入場料を徴収する場合	スポーツ団体及び教育用	6,600円	13,200円	19,800円	35,600円		
		その他の団体の使用	11,500円	23,000円	34,500円	62,100円		
		プロ的催しに使用	33,600円	67,200円	100,800円	181,200円		

備考

- 1 団体使用は、10名以上とする。
- 2 施設の運営に支障がない場合は、団体使用に限り時間の延長を認めることができる。この場合の使用料は次による。
  - (1) 超過時間1時間（1時間未満は1時間とする。）につき、超過時間の属する使用時間区分の使用料30パーセントに相当する額とする。
  - (2) 超過時間が使用時間区分に属さないときは、超過時間1時間（1時間未満は1時間とする。）につき、その超過時間の超過時間直後の使用時間区分の使用料（夜間区分及び全日区分を超過したときは、夜間の使用料）の30パーセントに相当する額とする。
- 3 暖房実施期間中の使用料は、使用料の額又は超過時間の使用料の50パーセント増とする。ただし、個人使用は除く。
- 4 小・中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者からは、使用料を徴しない。
- 5 小・中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者の団体使用による施設の占有については、監督者又は指導者の付添いのある場合のみ許可する。
- 6 小・中学生の午後5時以降の使用については、監督者又は指導者の付添いのある場合のみ許可する。
- 7 入場料を徴収する場合の使用料は、上記により算定した使用料の合計額に100分の105を乗じて得た額とする。
- 8 使用料の額に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。
- 9 個人3か月通用定期券は、スポーツセンター、トレーニングセンタートレーニング室、あさひ体育センター及びコミュニティセンター大集会室を共通で使用することができる。
- 10 町外者の使用料は、使用料の額（個人使用を除く。）の50パーセント増と

する。  
4 美幌町テニスコート  
使用料

使用区分	単位 (1面につき)	金額
夜間照明	1時間につき	350円

5 美幌町B&G海洋センター  
使用料

区分		午前	午後	夜間	回数券 (11回分)
		午前10時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで	
個人使用	一般及び大学生	200円	200円	200円	1,500円
団体使用	社会教育関係団体	3,300円	3,300円	6,600円	
	その他の団体	7,200円	7,200円	10,500円	

備考

- 小・中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者からは、使用料を徴しない。
  - 町外者の使用料は、使用料の額（個人使用を除く。）に50パーセント増とする。
- 6 美幌町リリー山スキー場  
使用料

券種	区分	使用料	摘要
1回券	大人	120円	1回使用する場合
	小人	60円	
回数券	大人	1,200円	11回使用する場合
	小人	600円	
日中券	大人	1,800円	発売当日の運行時間内（9：00～17：00）において、使用回数を制限することなく多回数使用する 場合
	小人	900円	
4時間券	大人	1,200円	発売当日の運行時間内（9：00～21：00）において、発売時間から4時間以内に、使用回数を制限することなく多回数使用する 場合
	小人	600円	
教育券	高校生	500円	小・中学校及び高等学校の授業による使用者が当該授業時間内において、その学校の教職員の指導のもとに使用する 場合
	中学生	300円	
	小学生	200円	
シーズン券	大人	15,000円	当該シーズン中において、使用回数を制限することなく多回数使用する 場合
	小人	9,000円	

備考

- 大人・小人の区分
  - 大人とは高校生以上の者とする。
  - 小人とは中学生以下の者とする。
- 有効期限
  - 1回券、回数券及びシーズン券の有効期限は、発売当日から当該冬期の1シーズンとする。
  - 日中券、4時間券及び教育券の有効期限は、発売当日限りとする。

処分基準の未設定理由

- ア：処分基準が法令の定めに尽くされているもの  
イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの  
ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの

備	考
---	---

不利益処分の処分基準(個票)

(平成25年4月1日作成)

処 分 の 概 要	スポーツ施設の使用許可の取消し等
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	美幌町スポーツ施設条例 第12条
法令(例規)番号	平成21年美幌町条例第54号
所 管 部 署 名	教育委員会 スポーツ振興グループ 管理担当
処分基準の内容	<p>(使用許可の取消し等)</p> <p>第12条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用許可の条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消すことができる。この場合において、使用者に損害を及ぼすことがあっても、教育委員会は其の賠償の責を負わない。</p> <p>(1) 使用者が、使用許可の条件に違反したとき。</p> <p>(2) 使用者が、この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。</p> <p>(3) 公益上又はスポーツ施設の管理上やむを得ない事由が生じたとき。</p> <p>(4) 使用者が、第8条各号のいずれかに該当することとなったとき。</p> <p>第8条各号とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。</p> <p>(2) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織及びその構成員の利益になるとき。</p> <p>(3) 建物又は附属設備等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。</p> <p>(4) その他スポーツ施設の管理上支障があるとき。</p>
	<p>処分基準の未設定理由</p> <p>ア：処分基準が法令の定めに尽くされているもの</p> <p>イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	

処 分 の 概 要	原状回復
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	美幌町スポーツ施設条例 第13条
法令(例規)番号	平成21年美幌町条例第54号
所 管 部 署 名	教育委員会 スポーツ振興グループ 管理担当
処分基準の内容	(原状回復) 第13条 使用者は、その使用を終了したとき、又は使用を停止されたとき、若しくは使用の許可を取り消されたときは、直ちにその使用場所を原状に回復して返還しなければならない。 2 使用者が前項の義務を履行しないときは、町長においてこれを代行し、その費用を使用者から徴収する。
	処分基準の未設定理由 ア：処分基準が法令の定めに尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考	

<p>処 分 の 概 要</p>	<p>損害賠償</p>
<p>法令(例規)名及び 根 拠 条 項</p>	<p>美幌町スポーツ施設条例 第14条</p>
<p>法令(例規)番号</p>	<p>平成21年美幌町条例第54号</p>
<p>所 管 部 署 名</p>	<p>教育委員会 スポーツ振興グループ 管理担当</p>
<p>処分基準の内容</p>	<p>(損害賠償) 第14条 使用者は、その使用により建物又は附属設備等を損傷し、又は滅失したときは、町長の定めるところによりその損害を賠償しなければならない。</p> <p>処分基準の未設定理由                  ア：処分基準が法令の定めに尽くされているもの                  イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの                  ③ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
<p>備 考</p>	